

平成 16 年目安全協における 20 指標に係るご議論について

◎ 第 8 回目安制度のあり方に関する全員協議会（平成 16 年 8 月 26 日）議事録（抄）

○渡辺会長

ランクの振り分けの方法、あるいはランク振り分けの基礎となっております、20 の指標等について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○加藤委員

平成 12 年の議論の中にも出てきているようですが、気になりますのは、20 指標のうちの(18)の 1 就業者当たりの年間販売額の数字で、他のデータとかなり違った動きをしております。東京を 100 とすると、神奈川が 34.3、千葉が 30.9、埼玉が 34.8 と極端に低いのです。全体的に東京との格差が大きいのですが、それでも相対的に数値の高い県を見ると、東京、大阪、愛知、それ以外では広島、福岡、宮城など、地方ブロック経済の拠点が集中する県が相対的に数値が高いような印象を受けます。

どうして東京を 100 にして、他のデータと違って神奈川、大阪の隣の兵庫、京都などが極端に低い数値になるのか、その要因などが分かれば教えていただきたいと思います。

○前田賃金時間課長

(18)は商業統計表における年間販売額ですが、加藤委員がご指摘のとおり、かなり格差が大きいです。特に卸売についてはかなり東京に集中しております。例えば平成 9 年の統計でみると、東京に全国の販売額の 31%ぐらいが集中しています。一方、従業者数では、東京は全国の 19%ぐらいですので、1 人当たりの販売額でみても東京は非常に高くなっております。あと、大阪、愛知も若干そういう傾向にあります。特に卸では、1 就業者当たりでみても販売額に格差があります。

あと、全国の卸の販売額は、平成 9 年は約 480 兆円、従業者が約 416 万人となっております。小売は、年間販売額は約 148 兆円で、従業者は約 735 万人です。卸・小売を足しても、どうしても卸の売上げが高いので、これが効いているという状況があるかと思えます。

一方、事業所単位でこの統計が集計されておりますので、本店、支店とみた場合、支店が各都道府県に存在する場合は、本社で一括して計上されるわけではなく、事業所単位で集計されますので、本社所在地に集中するというものでは必ずしもないのではないかと考えております。要因として考えられるのは、このようなどころではないかと思っています。

○山口委員

先ほどの報告のまとめからいくと、このままでいいのではないかという印象を持っています。私も平成12年に出ていましたが、平成7年に決めたものを平成12年で急に変えるわけにはいかない、いろいろな問題点を認識して、次の段階で議論して変えようという全体的な雰囲気というか、認識があったような印象が強いです。

(18)の関係では、他の資料、特に賃金、所得を見ると、中小企業の実態、零細企業の実態がかなりきちんと入っておりますが、支払能力は一切考慮されていません。卸・小売だと、實際上卸の影響が大きいのであれば小売だけでこの表が作れないのかどうか、その辺りを議論した印象はあります。

○渡辺会長

今言われたのは、企業経営関係の(17)以降については、規模は考慮されていないこと、商業統計表からの数値だということ、もう1つは、卸売と小売との比重の違いがあるならば、小売だけを取ることも1つの方法だというご意見でした。(17)から(20)までについての規模別集計は難しいのですか。

○山口副主任賃金指導官

難しいと思います。

○山口委員

指標を増やすわけにもいかないですから、そこはあまり固執はしません。ただ、(18)の地域間格差は平成12年のときも相当気になりましたが、今回も気になります。

○川本委員

(18)は非常に格差があるので気になるということでしたが、やはり卸は卸でそれぞれの地域の実力を示しており、1つのものとして決めてきた経緯があるのではないかと思います。今の話を聞いておりますと、ウエイトの違いで数字が極端に出やすいということであるならば、ここにきて卸を急に落とすということではなく、例えば卸と小売のそれぞれの数値を平均してみる。要するに(18)自体は変えないが、計算の仕方を、両方の整合性をとる形の計算をすればいいのではないかと思います。

○渡辺会長

技術的にはいかがですか。

○前田賃金時間課長

統計上、卸と小売は別々に年間販売額は出ますし、就業者数も出ますので、卸は卸だけで1人当たりの販売額を出し、小売は小売だけで1人当たりの販売額を出し、それぞれを指数化した上で、その平均をとることは技術的には可能です。

○今野委員

東京がこんなに高いのは大手総合商社が入るからで、大手総合商社の売上げを足すとかなりいくと思います。国際的な大手総合商社は東京に集まっています。卸と小売は性格が違うという感じは私もいたします。ただ、ほかの卸・小売は重視されており、組合せの産業ですので、卸を落とすわけにもいかないと思います。川本委員が言われた方法も1つのアイデアだと思います。

(中略)

○前田賃金時間課長

新しい計算方法に基づいてやってみることは1つあるかもしれません。

○勝委員

今、いろいろと細かい指標の検討がなされていると思いますが、今までの話を聞いて、それから資料9の平成12年度の議論の内容を見ての感想ですが、要は最低賃金を決定する上での労働者の生計費、労働者の賃金、賃金の支払能力の3つの要素のウェイトをどうするか、これで妥当なのかどうかを考えるべきなのではないか。つまり20指標を単純に平均するという事は、現状でいえば25%、50%、25%のウェイトになっているわけで、いまの卸・小売の話もそうですが、その支払能力を考える指標の1つであるわけです。例えば今、卸のその部分が非常に大きく出てしまって、その指標に歪みが出てきていることを考えると、まずその大枠として3つのグループのウェイトが現状でいいのかどうかを考える必要があるのではないかと思います。事務局の話も聞いていても類似の労働者の賃金が一番重要であるということであれば、現状の20指標の単純平均もある意味では妥当性があるわけで、その部分でのコンセンサスが得られているのであれば、あとは支払能力の卸のウェイト付けの問題、あるいは先ほど労働者側の委員が言われたように中小企業の支払能力はどのように反映されているのかといったことも、その後で考えるべきではないかと思います。以上です。

○渡辺会長

記憶が薄れていますが、過去にも所得・消費指標と給与指標と支払能力指標のどれを一番重視すべきか、そういう議論はしました。相対的にみれば最低賃金制度であるから、給与指標を他の倍取って幅広く、様々な指標から適

切な数値を取り出そうということで、指標の数は多いのですが、この3要素をいわばどのような比率で重視するかまでは、まだあまり突っ込んだ議論がされていないように思います。この3要素をバランスよく全体として考えるということですが、今の点も含めてご議論がありましたらどうぞ。

○中野委員

今の点を含めて、20指標というのは、最低賃金の全国的な整合性なりランクをきちんと決めるという意味での指標だと思います。平成2年の全員協議会の議論の中で、各最低賃金の都道府県順位というのは都道府県の賃金実態に応じて、正確に申し上げると第1回の資料2の9頁の4「平成2年3月設置の全員協議会における検討」の(3)の枠で囲んである(3)に、「各都道府県の賃金の実態の順序と地域別最低賃金の水準の順序は、概ね整合的であるべき」と報告されています。その報告の中身は、第1回の参考資料の24頁1(3)の中に盛り込まれていると理解しています。そういう意味からいうと、1点はこの中で重要なのは賃金関係の指標というコンセンサスが得られているのではないかと。もう1点は、今日の資料9の3項の「企業経営指標の必要性について」について、平成12年度の目安全員協議会の公益委員のご発言の中で、各地方における賃金決定の中では様々な経済動向が既に考慮されているのではないかと、というご意見もあるように記載されていますが、そういう意味から言うと大きな議論になるので今回は無理だと思いますが、この20指標のどういう指標が本当に地域別最低賃金の順序なり全国的整合性を考える上で必要なのかというのは、1回議論しなければならないものかなという印象を持っています。これが1点目です。

2点目は、今日の資料8の(11)の常用労働者の1人1時間当たりのきまって支給する現金給与における第1・二十分位の数や(12)、(13)の第1・二十分位の数値をみると、特に(11)の毎月勤労統計調査特別調査のきまって支給する現金給与は東京が580円で沖縄が406円、これは、おそらく調査としては平成6年から平成10年までの5年間の平均だと思いますが、調べてみると平成7年の全国加重平均の最低賃金額は611円、平成8年の全国加重平均最低賃金額は623円、それから比べると406円はあまりにも低すぎるようになります。そうすると、おそらく毎月勤労統計調査特別調査ですから、最低賃金の適用除外された労働者の数値がこの中に入っているのではないかと想定されます。しかも第1・二十分位だから非常にぶれの大きい数値であることも分かっているので、むしろこういうところも水準を決定するためのものではなくて、全体の順序の整合性を確保することにしても少し水準がおかしいデータを使っているという疑問を持っていることを申し上げます。

○渡辺会長

(11)の毎月勤労統計調査特別調査の問題点に関するご指摘が2つあったと理解します。1つ目は1～4人規模という規模の取り方が適切かどうか、2

つ目は第1・二十分位の数で取っていることが統計数値をかなり低めに出す原因になっているのではないか、ということでした。

○中野委員

結果としてはそういうことになります。中身として私が申し上げているのは、結果の数値があまりに最低賃金の実態の数値と掛け離れるのではないかと、という問題意識を持っているわけで、その原因が1～4人によるものなのか、第1・二十分位を取ることによるものか、あるいはその2つの相乗作用によるものなのかは分かりませんが、整合性を考えた上の指標であっても水準がこれほど異なることに違和感を覚えるというのが率直な意見です。

○渡辺会長

事務局から何か説明はありますか。

○山口副主任賃金指導官

確かにご指摘のように非常に低い数値が出ていて、第1回目安全員協議会にも同種の資料を出して同じような議論がありましたが、正に今、中野委員からのご指摘があったように非常に低い賃金が払われている方々がいるようですが、こうした方々が、最低賃金法第8条に基づき個別に最低賃金の適用除外されているような障害のある方々なのかどうかは検証はできません。

○渡辺会長

もう少しご意見を伺います。

○中野委員

今申し上げたことは、私の議論の中でどうしても変えなければならないと申し上げているのではなくて、そういう問題意識を持っているということでお受け止めいただきたいと思います。

○渡辺会長

平成2年、平成7年、平成12年と5年に一度最低賃金制度について、いろいろな角度から見直し議論をしてきましたが、(18)の卸・小売の1就業者当たり年間販売額について、東京が他の県と比べて非常に格差が大きい。これを卸と小売と別々に集計して指数化する工夫を考えたらどうかという意見が1つ、それから(11)の常用労働者の1人1時間当たりきまって支給する現金給与について、水準の取り方に再考の余地があるのではないかとのご意見がありました。もう1つは勝委員から、最低賃金決定の3要素が5指標、10指標、5指標の形で出ているけれども、この中で相対的に重い比重を置くべき指標についてももう少し議論を重ねたらどうか。そのようなご意見が出たように思います。大変難しい問題ですが、もしこれ以上ご意見がないようでしたら

たら次回までに改めて総合指数について検討をした資料を出ささせていただいて、それを見ながらご議論をいただくということでもいいですか。

○池田委員

1つだけ。ここ3、4年間の経済情勢は過去10年というサイクルだと激変していると思いますが、本当にこの長いスパンでいいのか。北海道はものすごく変わっていると思います。県によってはとても格差のあるところがありますから、日本経済自体がこの3年間、我々がゼロになったときとバブルの時代が入っている時をもう少し細かく見る必要があるのではないかが1つ。いま道州制の時代で、47都道府県を細かく上へ行ったり下へ行ったりする必要があるのかなということも、将来の方向性として考えるべきではないかと思います。

○山口副主任賃金指導官

いくつかご意見をいただいた中で、具体的に実務作業に関連する部分として卸・小売の計算の仕方のご指摘がありました。川本委員から卸・小売それぞれの指数を出して、それを平均した数値を卸・小売の指数にしたらどうかというご指摘がありましたが、もし労働者側委員も含め全体としてそれでいいということになれば、そのように計算方式を変えたいと思います。

○山口委員

規模別というか卸が実態を表わしているのは事実ですが、最低賃金に効くのは小売の方が効くのではないかという気がして、正直を言うと卸をそういう指標にしてもあまり大きな差が出てこない気がします。そういう点では小売だけのものと川本委員がおっしゃったような数字を見て、これで水準がどう決まるわけではないし20分の1に薄められることから、あまり影響はないという腹がこの流れにあるのです。そういう点で、毎回同じように流れていていいのかという気持もあります。

(11)については、1人～4人のところで第1・二十分位というのが分かりません。一般的な人だと第1・二十分位は5%だからわかりますが、これは第1・二十分位ではなくて、中位なり平均なり第1・十分位なりという指標で数値化しているのではないか。多分そんなに指標は変わらないと思いますが、納得性という意味では規模別の第1・二十分位はいかかなものかという気がします。そういう点では第1・十分位なり中位なりの指標を出してみて、急激に変わるようなら変えた方がいいかどうかは、また、議論になると思いますが、そうではない場合は一般的にみて納得性の高いような指標に変えていくのが、最低賃金の信頼性の観点から言ったら重要ではないかと思います。

○渡辺会長

今の問題は(11)と(18)の指標について改善すべきかどうか議論されていますが、(18)については卸売と小売とを分けて指数化して次回にそれを検討してみようということ、実務上仕事を進めなければいけないのですが、それはそういうことでいいですか。事務局は、それは可能とおっしゃいましたが、間違いはないですね。

○前田賃金時間課長

技術的に可能です。あとは全体のウェイトとして、今、5・10・5になっていますが、卸・小売に分けて6にするのか、それとも卸・小売はあくまで1つで5とみるのが適当か、という問題が残ります。

○今野委員

5・10・5というウェイトにするというのは、具体的にどういう議論があったかは分かりませんが、合意しているのですよね。所得の面を5にして給与を10にするということで、指標を1個増やし、卸を独立させてしまうとその合意を壊すことになってしまうので、そこは20指標で抑えて全体の構成は変えないことが前提だと思います。ですから選択肢としては、小売だけとする選択肢と卸だけとする選択肢と両方を合わせて一つにする選択肢の3つのうちのどれかしかないのではないかと思います。

○池田委員

単純な質問ですが、(10)の女性労働者で、昔は女性が低いという観点で捉えていたのですが、今は男性も女性より低い人がたくさんいますから、あえて女性だけで取ったのかなと思います。雇用均等法の趣旨からすると、女性だけあえて抜き出す必要があるのか疑問です。

○渡辺会長

それは、パートタイマーの時間当たり賃金、所定内賃金でしょうけれども、女性がこの当時は圧倒的に多かったので、短時間労働者の給与実態を代表するものとして出したと理解しています。今は、かなり男性も多くなっていることは事実ですね。

今野委員の意見ですが、要するに20指標を単純平均して都道府県の経済実態をみていくということですが、5・10・5という指標の数はそんなに問題ですか。

○今野委員

一応5・10・5にしたというのは、所得・消費の面のウェイトと賃金のウェイトと支払能力のウェイトを1対2対1ぐらいの構成にした方が全体としていいだろうという議論の合意があったと思いますが、1指標増やすと5・10・6になりますよね。そうするとウェイトを変えるということですから、

そこの議論からまた始めなければいけないことになってしまうので、そこまでする必要はないだろうというのが私の意見です。単に指標が変わるかわらないというより、全体構成の持っているメッセージとして支払能力は所得・消費よりもウェイトを増やしますよというメッセージとなってしまうので、そういうメッセージを出す意図があるかどうかの議論が必要になってくると思います。結果はあまり変わらないと思いますが、一種のメッセージですね。

○川本委員

先ほどと同じ意見ですが、今回この問題について基本的にはそのメッセージ性まで含めて変えようという議論は今日の場合でも出てきていない状況だと思いますし、とりたててここでウェイトを変えようという話までを今回はしなくてもいいのではないかと。特にそこを変えてランクの入替えを相当やろうみたいな話は、地方からもそういう意見が出てきていない中で考えると、卸を取ってしまうとか小売を取ってしまうというやり方はあまり得策ではないので、先ほど言った卸・小売は同じ形に(18)でしておいて、少し数字の出方に問題があるのならば、先ほど言った別々に指数を算出し、平均を出せば整合性のとれた数値がでるのではないかと思います。そういう調整でいいのではないかと思います。

○渡辺会長

川本委員のような方法で、(18)は内部の数値の取り方を工夫するというところで、指標の数自体を増やすことはしないということに大体ご異論はないと思いますので、事務局にそのようにお願いします。

○前田賃金時間課長

はい。

○渡辺会長

(11)はこの場で結論を出すのは大変難しいことですが、1～4人規模の第1・二十分位数のご意見は実態として非常に低い数値になりがちであるということで、問題があるというご指摘がありました。そのほかに何かご意見はありますか。それでは大変重要な議論ですが、一応見直しの基礎とする諸指標の状況についてのご議論は出尽したように思いますので、ランクの振分け等ランク区分の5年ごとの見直しについては、本日のご意見を踏まえて次回までに新しい総合指数を事務局で用意していただき、それをみながら改めてご議論をいただくということでもいいですか。

(了承)

◎ 第9回目安制度のあり方に関する全員協議会（平成16年9月15日）議事録（抄）

○加藤委員

資料1の(19)「1就業者当たり年間売上高（一般飲食店）」について、これは平成10年の調査が直近のもので、それ以降、この調査は行っていないということによろしいですか。

○前田賃金時間課長

資料1の(19)ですが、通産省の「商工業実態基本調査」という調査自体、平成10年が最後ということ。その後、経済産業省になって、「企業活動基本調査」というものが、この調査に代わるものとして一応行われているのですが、それは資本金3,000万円以上の企業のみを対象とし、一般飲食店のサンプル数が少ないため、全都道府県の数値が使えなかったのです。

それ以外に、民間の調査等も探してはみたのですが、なかなか都道府県ごとの数字というものが公表されていないということもあり、今回は時間的な制約もあって、取りあえず平成10年のものを使わせていただいております。

○加藤委員

趣旨はよく分かりました。今回はやむを得ず平成10年のものを使うということで理解しますが、この調査がなくなっているのであれば、また5年後にこういう議論をしなければならないわけで、5年後はやはり代わるべき資料なり、あるいは少し全体的にどういう取扱いにしたらいいのか、課題として残ったと理解してよろしいのでしょうか。

○前田賃金時間課長

特に次回に向けて、これをどうするかということは今後検討していかなければいけないと思っております。

○加藤委員

資料1の(20)「1就業者当たり年間事業収入額（サービス業）」ですが、これも平成11年ということでちょっと古いデータですが、この調査は何年に1回くらい行われているのですか。

○山口副主任中央賃金指導官

5年に1回でございます。

○加藤委員

5年に1回ですね。分かりました。

○渡辺会長

ほかにございませんか。資料2の(18)「1 就業者当たり年間販売額（卸売業・小売業）」について、(18)-a、(18)-bは、前回、川本委員のご指摘を踏まえ、今までと変えた集計にしております。

特にご質問、ご意見がないようでしたら、その次に、ランク区分の振り分け（案）について、資料に基づいて説明をお願いすることにいたしますが、よろしいですか。

（了承）

平成 21～23 年目安協における 20 指標に係るご議論について

◎ 第 1 回目目安制度のあり方に関する全員協議会（平成 21 年 2 月 25 日）議事録（抄）

○高橋委員

2 点ほど質問させていただきます。まずは目安のランクを当初 4 つに分けた経緯についてもう少し教えていただきたいと思うのです。今いただいた資料の 5 頁で、最初に目安を都道府県ごとに 4 つのランクに分けたときの、どのような考え方で 4 つに分けたのかというところについて教えていただきたいと思います。

その後、20 指標に基づいて現在のようなランク分けをしているということですが、すけれども、その 20 の指標について、当然、生計費と賃金と支払能力という観点から、おそらく、5 指標、10 指標、5 指標ということだと思います。企業経営に関する 5 指標というところで、今机においていただいている最低賃金決定要覧の 191 頁から 20 指標が各都道府県ごとに示されておりますけれども、おそらくは企業経営に関する 5 指標に関連しましては、見るところ、どうも売上系の数字を取っているようですけれども、支払能力という観点からは、付加価値的な指標というものが採られて然るべきではないかと思うのです。どうしてこのような指標が採用されて現在に至っているのか、そのあたりについても教えていただければと思います。以上でございます。

○吉本勤労者生活課長

わかる範囲でお答え申し上げたいと思います。1 つ目のなぜこうした 4 ランクになっているのかにつきまして、これは昭和 53 年に目安制度を発足した当初から 4 つだったわけでございます。4 つというのが先にありきではもちろんなくて、その前の答申か報告にもあったかと思いますが、いくつかのランクに分けるということで、当時の地域別最低賃金の額を上から順に並べてみましたところ、格差があるところがいくつかあり、そこを区切りとすると 4 つにまとまるということです。A と B のところには明らかに他と違う差がある、というところを区切りにしたということだと思います。

2 点目の 20 指標については、平成 7 年のときにこれを用いて総合指数化したということが始まったわけでございます。おっしゃるように、法律上 3 要素を総合勘案するということになっていきますので、その 3 つに対応した形で指標を選んだのではないかと。主に、労働者側の状況として生計費、これに関しては消費とか所得に関する 5 指標が対応していて、一方で通常の事業の支払能力、主に使用者側の状況については、企業経営に関する 5 指標が選ばれたと。労働者の賃金に関しては 10 指標あるわけですが、賃金というのは結局労働者側の状況、使用者側の状況を踏まえ、労使の交渉が結果としてそうになっていると考え

れば、言ってみればある意味中立的な指標であるということで、いちばんウエイトとしては大きい。あと労働者側、使用者側のそれぞれの事情としては、5つずつ。大きな考え方としてはそういうようなものがあったのではないかと思います。

その中で、今御指摘のあった企業経営に関する指標がなぜ売上についての指標なのかというところは、今はよくわかりません。調べまして、わかりましたら御紹介いたしたいと思います。

○今野会長

付加価値についての統計で、県別がちゃんと出ていて、安定した統計はあるのですか。

○高橋委員

ちょっと私も調べてみないとわからないです。

○今野会長

全国ベースはありますね。

○高橋委員

全国はございますね。

○今野会長

企業規模ベースはあるけど、県別はあまり見たことないのですが、あるのですか。サンプルが小さいと非常に不安定だから、もしかしたらそんな事情があったのかもしれませんが。

○高橋委員

そうですね。

○今野会長

他にございますでしょうか。授業を受けたという感じですね。これを踏まえて、先ほど審議会でもありましたが、事務局としては論点を出してきたということですね。よろしいですか。

○高橋委員

もう1つよろしいでしょうか。この最低賃金決定要覧のところ、198頁を見させていただきますと、20指標に基づいて各都道府県別に総合指数が並んでいまして、ランクの区切りごとに一行ぐらい空行があります。例えば下の方で、和歌山と徳島が78.7と78.4で、どうしてこういうところで線が引かれているのかは、何か恣意的な感じもしないでもないのです。先ほどの私の元々のなぜ

4 ランクなのかという素朴な疑問とも絡むのですが、どういうメルクマールといいましょうか、多少の分散度合も考えているのでしょうかけれども、どういう形で合理的な区分けをしているのかということがわかれば教えてください。

○吉本勤労者生活課長

今申し上げられるとすれば、今回お配りしています参考資料の中に、過去からの報告・答申類を付けてあります。前回の報告が一番最後の 59 頁から付いておりますけれども、その 60、61 頁辺りがランクの振分けに関する御議論をまとめたものでございます。61 頁のところに(イ)で4つとするのが適当として、(ロ)として一応考え方が示されてございます。ランク間の移動や各ランクごとの都道府県の数の変動を極力抑えるといったあたりのことが、かなり重要視された結果ではないかと思えます。

○今野会長

いかがですか。あまり合理的な説明ではないですが。総合点数を見て合理的に考えつつ、総合的に判断するということだと思うのですね。他にどうでしょうか。それではお暇な時間にでもゆっくり読んでいただいて、宿題ということにいたします。また、お読みになってわからないことがありましたら、事務局の方に質問していただければと思います。

◎ 第2回目安制度のあり方に関する全員協議会（平成21年3月27日）議事録（抄）

○團野委員

まず1点目の「表示方法及びランク区分のあり方」に関して、8点申し上げたいと思います。

（中略）

5点目です。ランクの入替えです。先ほど指摘をさせていただきましたように、ランク間のかい離が大きい現状から、仮に上位ランクに移動したとしても、水準面での抜本的な是正措置が担保されなければ、ランク移動の効果が希薄になるということです。また、移動前の水準を新ランクに持ち込むことになりまますので、ランク内やランク間の整合性の面でも課題が生じると認識しています。こうした点についての検証、改善策の検討が必要だと考えております。

これにかかわって6点目です。したがって、ランクの振分けについての論議については、表示方法についての基本論議をしっかり行った後に、現行方式の継続を前提とした場合に限定して検討されることになるのだろうと考えております。その場合、これまでランクの振分けの根拠としてきた20指標については、その段階で改めてそれぞれの指標について見直し・検討をしたらどうかと考えております。

（中略）

○高橋委員

私の方から、まず使用者側としての基本的な考え方について述べさせていただきます。その他、私が述べた後に、各委員の方から補足の御意見をいただければと思います。

まず今回の検討テーマですが、事務局から示された2つの検討テーマにつきまして、現時点におきましてそのとおりで結構であろうと思います。その上で、それぞれ2つの検討テーマにつきまして、少し考え方をブレイクダウンしたものを述べさせていただきます。

先ほど労働者側の方から指摘がありましたが、ランク方式を採用してから既に30年以上が経過しておりますので、一度これまでの過去の状況等を踏まえながら、検証・評価を行って、ランク方式について委員間で共通認識を持っていくことが大変重要であろうと考えております。その際に、ランク方式につきましては長年労使が真摯な話し合いを基に積み上げてきたという経緯も十分に踏まえた上で、ランクを設定しているメリット・デメリットを十分に洗い出しをしながら、慎重に検討していく必要があると思います。

2点目としまして、ランクの振分けにつきまして少しコメントしたいと思います。現在は20指標を用いましてランクの振分けを行っているわけです。これにつきまして、果たしてこの20指標でよろしいのかどうか。指標を増やす必要もあるかと思ひますし、特に企業経営に関する5指標につきましては、果たして支払能力を示す指標として妥当かどうかという問題意識を持っておりまして、再検討が必要なのではないかと考えております。

過去2年間の審議におきましては、成長力底上げ戦略推進円卓会議の合意が大きな影響を与えたということは、異論がないところだろうと思ひます。その際に、成長力底上げ戦略推進円卓会議の合意でも、何よりもまず中小企業の生産性の向上ということが前提であったと思ひております。生産性の向上があったかなかったかということ踏まえるという観点からも、指標についてのあり方を検討していく必要があろうと思ひます。

(以下略)

◎ 第3回目安制度のあり方に関する全員協議会（平成21年4月24日）議事録（抄）

○池田委員

質問が2点あります。

（中略）

2つ目が、8頁のランク区分の見直しの基礎ということで、所得と消費関係が5指標、給与関係が10指標、企業経営関係が5指標ということでやっていますが、最低賃金の決定の3要素であります生計費、類似の労働者の賃金、企業の支払能力に対応するというのであれば、この3要素のバランスが重要だと思いうということでございまして、20指標のうち、特に企業経営関係の指標が5つしかないという理由と、この5指標が選択された理由を後ほどお聞かせいただきたいということです。

（中略）

○吉本勤労者生活課長

（中略）

2つ目の指標の採り方ですが、これもずっとその中身、あり方について御議論をいただいているところです。現在のこの指標を採っているということについては、大きく3つの考え方に基づく指標、即ち法律上その3つの要素を勘案しろということになっていますので、1つは労働者の賃金、あと生計費、もう1つは企業の支払能力といったことになっていますので、それぞれを反映できるような指標をピックアップしたというのが、基本的な考え方です。

それぞれの数については、これも御議論の結果ということと理解していますが、あえて申し上げれば、企業側の状況を反映する、その企業経営に関する指標、支払能力等に関する指標が5つで、逆に労働者側の置かれている状況、生計費等に関するものが5指標、あと賃金の実態というのは、いわば労使交渉の結果として、両方の状況を見た結果として出たものだとすれば、中立的な要素ということで、これを10指標というような考え方で御用意していたのではないかと思います。

あと、企業経営に関する指標がなぜこれなのかというところですが、これがそれに関する資料をできる限りバランスよくピックアップしたものだと思われませんが、同時に統計データとして各都道府県のデータが取れるものでないという意味がないので、そういう制約の中でピックアップしたということではないかと思えます。

○今野会長

企業経営に関する5指標って、一応業種は考えていたみたいですね。製造業、建設業、卸売業・小売業、一般飲食店、サービス業という、こういう業種構成を考えて採っている。ですから、こういう業種構成で良いのかとか、問題提起としては理論的にはあり得るということです。

○池田委員

3番目のこの企業経営関係ですね、もう少し増やしても良いのではないかと、バランス的にということなんです。

○今野会長

ですから、今おっしゃられたことは2つのことで、分野ごとに5指標、10指標、5指標なので、この分野構成が良いかという問題と、各分野内の指標が良いかという、2つの問題をおっしゃられていて、後者の分野内の指標はこれで良いのかという点については、現在の指標は業種を考えて採っているということですねと、そういう私のコメントだけなのですが。

ただ、今事務局が言われたように、県別に安定した数字が取れる統計はそんなに多くないですね。そこの制約はものすごくあると思います。

(中略)

○小林委員

ランク付けについては、今後御議論していく意味で、どういう区切り目にするかというのは、当然考えていく必要があるのかなと。ランクの果たす役割について考えていますと、良い面、悪い面、今まで御報告がありましたけれども、それなりの評価をるところというのが、1つの目安というのは、各地方の最低賃金審議会も、このランク付けをかなり注目しているというのもありますし、それに左右されるところがあるという認識の下で、それぞれの地域、県の県民力等を意識しながら、この位置にいるのだというのを再認識しながら、多分労使交渉しているのではないかと思いますので、それなりに考えていく必要があるのだと認識しています。

ランク付けに当たって、20の指標という形で出ていますけれども、この指標についてはもう一度考え直すべきだと感じております。こちらの資料でいきますと、8、9頁に20の指標が出ておりますけれども、先ほどの話で類似の労働者の賃金、生計費、企業の支払能力という視点から見て、5指標、10指標、5指標というかたちの流れはいいのかなと思うのですが、所得・消費の関係でいきますと、(3)(4)(5)というのが県庁所在地の世帯の支出になっている、県全体の1カ月当たりの支出額とか消費者物価、生計費等がいうなれば県内の

一番高いところ、人口集積地であり物価が高いとか経費のかかるところの指標をもってきているというのが、1点。これでいいのかと感じています。

もう1つ、企業側の方の指標でいきますと、これが先ほど来、話があるとおりの製造業、建設業、卸売業・小売業、一般飲食店、サービス業という形になっていますけれども、この業種の分類でいいのかどうなのかというのを考えなくてはならない。調べたところ、19番の「商工業実態基本調査」というのは、平成10年に行われて、その後は行われていない調査になりますので、一般飲食店についても他の数値を持ってこなければなりません。もしくは、この平成10年のものをまた使うのかというのは、ちょっと考えなければならぬところだと思うのです。

いろいろな統計のデータを基に経済力を地域別に県別に経済力とか賃金の状況等について把握するのは、これはランクを把握する上で20の指標内で、それはいいことだと思うのですけれども、いろいろデータを調べましたが、統計データが今ないので。都道府県別にやっているものがないので、先ほど言ったように、19番のものがなくなるとか話を聞くと、所得・消費の関係でいけば、人事院の給与勧告指標というのは、元々は家計調査年報から作り出しているものだから、共通している部分のものがありますので、その辺十分議論しながら、統計データに基づいてのランク付けを考えるのであれば、そもそも他にどんな資料があるのか。これは公的な機関だけの資料をもってやっていますけれども、民間の資料も含めて考えるか考えないか。

公共機関の今までの調査というのは、経費削減とともに、多分調査データは少なくさせられてきたと言った方がいいと思うのですけれども、本来必要な調査をやらなきゃならないものを民間がやっているからということで、行政改革でなくなってきた。これも大きな問題だと思うのです。そういう側面がありますので、民間データを活用するのかどうなのかということも含めて、指標のこの部分の判断というのをもう一度考え直す必要があるのではないかと感じています。

○今野会長

雑談なのですが、全国で、ある程度バランスよく県別でとれる民間の調査というのは、何かあるのですか。

○小林委員

あるのかどうなのか私は調べられなかったのですけれども。

○今野会長

私は知らないのだけれども、民間がやっているものでしょ。あるのですかね。各県がやっているのはありますよね。うちの県だけというのはありますが、それが全県をカバーして全国調査というのはあるのですかね。

○小林委員

そもそも、政府が、従来やっていた都道府県別の調査とかというのは、ここに来てかなりなくなっているわけですよ。それは、民間がやっているからということで、なくしている傾向もあると私はお伺いしているのですけれども、民間シンクタンクでいろいろな生命保険とか総研といわれる部分のところで、やっているかどうかというのは調べた方がいいのではないかと。

○今野会長

想像ですけれども、全国のマクロデータだけほしいというだけで、県別にきちっと安定したデータを取りたいということで、そこまでカバーしていて、民間がやっているから、公的部門がやらなくてもいいのだという民間の調査というのは、私の知っている限りないですね。

○勝委員

政策投資銀行とかそういったところに、確か何かあったような。地域の経済をかなり見ている部署があって、そこで県別のをどこかで見たような気がしなくもないですけれども、それは、分からないです、どういったところにあるのかは。あと日銀とか。日銀は支店があるところしか多分ないのかもしれないですけれども。

○今野会長

政策投資銀行も自分で全国調査をしているとは思えないですね。既存統計をどうにか使っているのだと思うのですね。

(中略)

○高橋委員

統計調査の話になりましたので、少なくとも、例えば工業統計でしたら各都道府県に付加価値額も分かっていますので、むしろ支払能力の代表にするとして、工業統計を用いていくということは、非常にリーズナブルなのではないかという感じがいたしますが、他方で、前回の平成16年のときを見ても、20番目の指標の「1 就業者当たり年間事業収入額（サービス業）」を見させていただけますと、これは、平成16年のときだったのですけれども、用いられたデータは、平成11年なのですね。いわゆる、それは、基本調査が5年に1回という形でしかやりませんので、直近といっても、かなり前になってしまうと。先ほどの先生たちの御指摘もありましたけれども、なるべく直近のものを、ある程度どう取り入れるのかということも課題なのではないかと思えますし、なによりも昨年の秋以降の急激な経済の落ち込みというものを、今回の目安制度のあり方に当たって、どう考慮していくのか。私も特段の答えがあるわけではな

いのですけれども、これは非常に重視をしていかなければならないのではないかと考えています。

○今野会長

他にいかがでしょうか。

○團野委員

あえて反論する必要もないと思うのですけれども、意見を聞いていると、直近の新しいデータを使っていこうというのはいいのですけど、どのデータだけで判断すべきなのか、そういう意味では5年ごとにピッチを考えて、5年のデータをきちっと洗い出して、どうあるべきなのかという議論をしてきたのは、ある程度中期トレンドで見ないと、単年度であだこうだということを全部取ってしまうと、示し方そのものについて、妥当性を欠く場合もあるのではないかと、私はそう思うのですね。したがって、意見は尊重いたしますけれども、そういう点についても、是非考慮していかなければいけないのではないかと私は思います。

○今野会長

今まで、なるべくランク変更はしないという原則にしたのは、要するに、安定的なことがある。しょっちゅう変わったら、県だって混乱しますよね。ですから、安定的にいきましょうということで、5年平均というのはその趣旨だと思うのですけれども、片方では、ひどく経済情勢が変わったときに、どう配慮するのかというお話です。両方睨んでどうするかだけの話で、両方とも重要かもしれないということがございます。ですから、そういう点では視点を出していただいたということだと思います。

◎ 第6回目安制度のあり方に関する全員協議会（平成22年12月27日）議事録（抄）

○今野会長

では、事務局からは16と19の指標の見直しについての考え方が説明されましたので、そちらで御意見があったらお願いいたします。いかがでしょうか。

（中略）

○横山委員

つまり、今、考え方の話でしょう。その中に入っていき、提案があった資料まで含めての話であればいろいろありますけれども、順番に整理していった方が早いかなと思ったものですから、考え方として、従来の考え方を踏襲してよろしいかというのが前段に来たと思ったので申し上げました。それを前提にして、では指標の取り方はどうしましょうということに入っていきわけです。

○今野会長

わかりました。私は最初から従来の考え方でいくのかと思っていたものですから、次の御質問に行ったんですが、先へ行き過ぎたようです。

今、使用者側の委員からの御意見はこの指標全体をどのように構成するかという考え方ですね。例えば5、10、5とか。それについては従来どおりでいいのではないかということでしたので、それはよろしいですか。

それでは、個々の指標をどうするかということですので、御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

○横山委員

では、これにつきましても、まずポイントとして19の指標の代替というお話ですが、他に調査がないということであれば、サービス業基本調査から取ってくる、こういうところでやむを得ないのではないかなと思います。やむを得ないというよりは、それでいくのが一番いいでしょうと考えております。

○今野会長

労働側委員はいかがですか。とりあえずは19の指標についてですけれども、よろしいですか。

○團野委員

結構です。

○今野会長

では、19の指標については、資料6にありますサービス業基本調査でいくと

ということです。当然のことながら、直近データを使うということでもあります。これは5年に1回ですものね。

それでは、複雑なのは指標 16 の方ですので、これについて御意見をいただければと思います。

○池田委員

この20指標はいずれも東京都の100を定めて導き出されたものということで、指標の出し方を変えることについては慎重な議論が必要だと思います。総合指標の順位につきましては、ランク区分の見直しのための基礎データとして活用するものであり、地方最低賃金審議会での金額審議に、総合指標の順位に影響することはないことを確認させていただきたいと思います。

○今野会長

最後の点はどういう意味でしょうか。

○池田委員

要するに、地方最低賃金審議会の金額審議に総合指標の順位が影響することはないようお願いしたいということです。

○今野会長

でも、総合指標に基づいてランク分けをしているわけですね。そうすると、前半おっしゃられたことは、東京都を100にして指標を出していたという方法の変更については、慎重に議論してほしいということによろしいですか。

○池田委員

都道府県に順位がありますね。その順位があまり地方最低賃金審議会の審議に影響を与えないようにしておきたいということです。

○今野会長

それはもし総合指標の算出方法に変更があったときに、総合指標が動いてランク間の移動が多くなるようなことは困るということでしょうか。

○池田委員

はい。

○今野会長

そういうことでいいですか。わかりました。

東京都を100にして指標を作ってきたこれまでの方法だと、指標16が原因で変動がものすごく大きくなってしまいうということ、このままだと県別の総合指標がすごく動いてしまうわけですね。ですから、少し指標の作成方法は考え

た方がいいのではないかとというのが事務局の提案だと思います。

○團野委員

指標 16 ですけれども、平成 16 年から 20 年ですね。西暦でいうと 2004 年からということ。私は鉄鋼業関係の労働組合の出身ですけれども、よく見てみると、鉄鋼が相当影響を与えているのではないかなと思います。山口県は鉄鋼と石油かなと思います。ですから、それまでに比べれば、1 人当たりの生産額というか就業者 1 人当たりの製品出荷額ですけれども、史上最高収益をずっと続いたころなんです。石油の方も油の値段が急激に上がっていた時期と重なるんです。

そういう目で見ると、数値が高いところはおしなべてそうなんです。神奈川県、愛知県、千葉県、山口県、岡山県、和歌山県、大分県は全部鉄鋼業が存在するところ。おおよそそういうことが言えるのではないかなと思います。

この時期の、ある意味では相当ぶれる数字が 20 指標の中に入っている。したがって、東京都を 100 というのではなくて、一番高い山口県を 100 ということを見て、大きな変化を少し勘案してみるということは、我々としては受け止められると考えております。

総合指数そのものを地方最低賃金審議会に提示したことにより、影響を与えるということですが、これまでの地方最低賃金審議会の審議経過を委員に聞きますと影響してこなかったと言っておりますので、これについては特段意見をもち合わせておりません。

○今野会長

事務局は指標 16 についてのみ山口県を 100 にするというもう一つの案を提案しているのですが、この案ですと、なぜ指標 16 だけそうするのかということになってしまうので、他の指標についても最大値の県を 100 にして、指標を全部作り直したらどうなのかというのが提案で、資料でいくと資料 7 の案 3 がそうになっていますね。

指標 16 だけ最大県を 100 にしようというのが資料 7 の案 2 になるんですけれども、案 3 についてはいかがですか。

○團野委員

使用者側の委員からも言われましたけれども、この指数というのはずっとこれまで大切にしてきた指標の取り方ですので、継続性ということ、その積み上げた指数ですから、あまり変化をしない方が望ましいのではないかとことです。したがって、大きな変動要素である指標 16 のみ東京都を 100 ではなくて山口県を 100 にするというのでやっちはいかがだろうかと思っております。それが継続性の観点から言って一番望ましいのかなと労働側としては考えております。

○今野会長

使用者側はいかがでしょう。

○横山委員

私どもはここだけというのは説得力というか、納得性というか、この部分でやや難点があるのではないかと考えておりました、他にもたくさん数字はあるわけです。これ以外のところも一番高いところを100にしましょうという、事務方の案で言えば案3の方が妥当ではなかろうかと思えます。多分、團野委員がおっしゃるような理由があって動いた数字ではあろうとは思いますが、ただし、それがなかなか検証しづらいと思えます。そういうことであれば、大きく動いた数字、イレギュラーでウェートが高くなり過ぎるところというのを修正するという考えでいけば、それ以外のところも一番高いところを100に持っていくという形で整理をすれば納得性は高いのではないかと考えておりますけれども、いかがでしょう。

○今野会長

今、指標16についてどうするかについて考えるときの基準としては、労働側からは従来からの継続性の重視を、使用者側からは言ってみれば指標の説明力についての御意見でしたが、もう一つ検討する際の基準としましては、指標16のみかあるいは全体に適用するかということです。要するに案2とするか案3とするかというときに、結果として総合指標で県がどれだけ動くのかということも重要だと思いますので、この点についてはどうですか。どちらが安定性がありますか。

○亀井室長補佐

(中略)

安定性については、おそらくどちらをとってもそう変わらないということになるかと思えます。

(中略)

○今野会長

わかりました。今のところ考えるべき基準は説得力、過去との継続性及び県の順位があまり入れ変わらない安定性の3つですが、安定性については、案2であろうと案3であろうとあまり変わらないということですね。

ついでに事務局に質問しますと、今と同じようにAランク、Bランク、Cランク、Dランクの県の数を固定したときに、ランクをまたぐ変動があるかどうかということについては、案2も案3も変わらないのですか。そちらから見ても安定性は変わらないのですか。

○亀井室長補佐

はい。

○今野会長

わかりました。團野さんの御説明だと、鉄を中心にした重化学工業がすごく景気のいい地域の数値が反映されて、今度の指標 16 に大きな変動が発生したという御説明ですね。

○團野委員

推定です。

○池田委員

平成7年の目安制度のあり方に関する全員協議会では、審議する指標の順位は、ランクの中で細かい上下が先ほど言ったように出ておりますね。これがあまり影響するなということ、同じランクの中で細かく順位付けされていても、これは地方最低賃金審議会の審議に影響を与えないということが決められているようなので、各都道府県の順位をこれによって是正するという事はしないということが確認されています。

あくまでも A、B、C、D のランクなので、それを確認してくださいという旨なんです。

あと、個人的にはなぜ東京都がいつもトップなのかということがありますね。この指標を見ても都道府県などは神奈川県の方が数値がいいのもあるわけですから、東京都の関係者からは、なぜ常に東京都がリーダーシップをとらなければいけないのかという苦情が出ております。

そして、47 都道府県それぞれ分けずに、いわゆる道州制で決める方法もあると思いますし、そのブロックごとで決めていく方法もあると思います。将来的には 47 都道府県を細かくデータを取って何の意味があるのかということが個人的にはあります。

ですので、東京都は A ランクの中で常に 1 位でなくてもいいということも、23 区と三多摩地区は景気によって違うわけですから、その辺もあまり細かくして埋める必要があるのかということは個人的には思っています。

○今野会長

今、2 点おっしゃられたんですけれども、後者の方の個人的な意見の方はお聞きしておくことでよろしいですね。前者の方ですけれども、これは別にこの指標の順番で最低賃金が決まらなければいけないとかということはないと思いますし、これはランク分けに使っているだけです。そうすると、池田さんの発言の御趣旨は、ランクを越えるような移動が多く起きるような指標の見直しは困るという趣旨と考えていいんですか。

○池田委員

そう思います。

○今野会長

それでよろしいですか。もう一つは、池田さんがおっしゃられた個人的な意見の中で、東京都がいつも1位なのは気に入らないということについては、先ほど横山委員が言っていたように、その指標の中で最高都道府県を100にしてあげればよいということではよろしいですか。

○池田委員

はい。

○團野委員

よろしいですか。一つ言わせていただきますと、総合指数そのものは、ランクの振分けに使われています。総合指数が最低賃金の水準そのものにリンクしてどうのこうのという性格のものではありませんので、16指標以外のその他の指標も含めて最高値のところを100にするという指数を取っていただいて結構です。

ただ、使用者側の委員にあえて申し上げたいのは、各地方最低賃金審議会のランクが低ければいいという発想は少し考え直していただきたいなと思います。要するにコスト競争力至上主義はそろそろ脱却してもらわないと、国内経済はうまくいきませんよと言いたいと思います。ましてやサービス業を考えたときに、国内経済がこれだけデフレ経済になっているのかということ消費が全然盛り上がりません。どこに原因があるかということをよくお考えいただきたい。そうでなければ、国内経済はどうしようもなくなっていくのではないのかなと思います。直接、最低賃金とはリンクいたしませんけれども、相通じるものがあるのではないかなと思いますし、そろそろ考え方を変えていくべきではないのかなということだけ申し上げておきたいと思います。

○今野会長

それは指標16とは離れて、根本的な問題でございますので、お聞きしておけばよろしいですね。

多分、研究者が一番高い都道府県を100にすればいいという考えは強いと思うんですけども、よく考えてみると、指標によって最大値と最小値の幅が全然違うわけですね。大きい指標も小さい指標もあります。それでしたら、すべての数値を偏差値で表してしまうというのが本当にすっきりするんですけども、そうすると、継続性の問題がありますのでそこまで言えません。偏差値にすると各指標の変動の大きさがすべて調整できるんですけども、そういうことは私の個人的な意見だということでお聞きいただければと思います。

○萩原委員

先ほど池田委員が言われたことと関連すると思いますので発言させていただきたいと思います。確かに総合指数については各地域での最低賃金の論議に直接、20 指標を使って審議するという事はやられていないと思います。ただ、少し気になるのは、この間、直接ではありませんが、生活保護との乖離の関係等で各地域において乖離幅があるところについてはそれなりの引上げが行われたことがあります。そう考えますと、全国の最低賃金の整合性という観点から見ると、それで何か判断するという事ではないのですが、検証のために4月にいただいた東京最低賃金を100、そして総合指数を100とした場合の経年の変化の検証データをつくっていただければありがたいと思っております。

それによって整合性という観点から見て、少し課題があればそこからまた次回以降の課題の論議になるのではないかというので、これは事務局に資料の用意をしていただければと思います。

○今野会長

よろしいですか。それでは、1 番目の議題についてはもう一度整理させていただきますと、指標 19 についてはサービス業基本調査を用いる。指標 16 については、事務局が出した3つの案のうち案3の最大値を取る都道府県を100として指数を作るということで御承認いただいたということにさせていただきます。

○團野委員

1 点だけ確認したいのですけれども、11 指標の「常用労働者1人1時間当たりきまって支給する現金給与における第1・二十分位(1~4人)」を長年使ってきているのですが、現金給与には残業代も入っているのだと思うのですが、事業所規模が1~4人で極めて小規模といえる零細小規模で、しかも第1・二十分位ですから、実態の金額としては最低賃金を下回っているようなところが多いのではないのかなと受け止めています。それを指標として取ってどういう位置づけをこれまでしてきたのか、どういう意味があるのか、そこだけ確認しておきたいと思うんです。

○今野会長

他にどうですか。どうぞ。

○本多賃金時間室長

ちょうどこれは前回の平成16年のときにも指標11について議論になっておりまして、18 頁、資料5を御覧いただけますでしょうか。この際にもこの金額の水準が最低賃金の水準と比べてあまりにも低過ぎるということで御指摘をいただいております。このときにお答えをしておりますのが、非常に低い賃金

で払われている方々の中に最低賃金の適用除外をされているような方が含まれているのかどうかということですが、データの性格上、検証できないということをお答えしております。

一応、この時にもこういうやりとりがあったということを御紹介させていただきまして、詳細はまた調べさせていただきたいと思えます。

○今野会長

よろしいですか。趣旨は先ほども事務局から説明がありましたけれども、小規模企業の低賃金労働者の水準の指標が欲しいということですね。そのときにこの統計が適切かどうかということになります。ただ、事業所規模1～4人の零細規模で県別のデータというのは本当に限られてしまうとは思えます。

○團野委員

これもあえて意見、独り言でも結構ですけれども、第1・二十分位というある意味では相当変動する可能性のある数字なんです。ですから、それを承知で指標としてこれまで用いてきているということですから、そのことそのものについては否定するつもりはないのですが、そういう数字をあえて20指標の中に入れて使ってきたという意味合いについて、どう受け止めておけばいいのかと確認したかったということです。

◎ 第8回目安制度のあり方に関する全員協議会（平成23年1月26日）議事録（抄）

○高橋委員

次期のランクの見直しに関連して、一言だけ申し上げます。別にそうしていただきたいということではなく、問題提起をしたいと思います。

実は今回、20指標を使った新しいランク区分を従来どおりやりましたが、1つ気になるのは、企業経営の調査の5指標を見ますと、サービス業基本統計調査は、平成16年の結果を使っています。小売業と卸売業の商業統計調査を使ったものも、平成19年と平成16年を使っています。

今年は御承知のように平成23年ですので、もちろん5年に1回の調査ということで、統計調査の実施の制約というものはあるんですが、なるべく直近の調査結果を基に20指標を用いて区分をすることが望ましいと思いますので、今後、こういった調査は、経済センサスという統計調査に衣替えをして実施するとも伺っていますので、そうした統計調査の集計結果がアベイラブルになる年に、なるべく20指標を用いたランク区分の見直しが行われることの方が望ましいのではないかと問題提起をさせていただきたいと思います。

○今野会長

ですから、改めてここで確認する必要もないんですが、なるべく直近のデータを用いるという原則さえ委員全員で共有しておけば、統計調査が変わったら、その都度対応を考えて、どうするかを決めるということによろしいのではないのでしょうか。

（中略）

○田村委員

今野会長の御意見でいいと思います。直近のデータを使いながら、20指標を作成しランク区分を決定するというので、そのことに関しては賛成したいと思います。

このランク区分の見直しの関係は、先ほど御提案がございましたけれども、ランク区分の見直しは、この2年間は、例えば法の改正だとか、政権の交代だとか、政労使合意とか色々ありましたので、その辺を踏まえるのであれば、これから5年ということについては一定の理解をしたいと思います。この間、やはり雇用環境等、様々なものが変わってきておりますので、ランク制度全体の見直しについては、時期を失することなく、適宜前倒しでやる必要があるのではないかと考えておりますので、その御配慮は是非お願いしたいと思います。

（以下略）